

小規模環境創出行為等の手続きについて

～事業者の皆さまへ～

次の項目の**全て**に該当する環境創出行為の場合、**小規模環境創出行為事前調査書の提出は不要**です。

- 一戸建住宅及びその附属建築物の建築目的
- 環境創出行為の区域面積が500㎡未満
- 店舗や事務所等と併用の住宅ではない



提出不要

※調査書の提出が不要な規模の環境創出行為であっても、関係他法令の手続き等は必要ですので、適正に行っていただくようお願いいたします（裏面のチェックシートを参考）。

次の項目に該当する場合、**小規模環境創出行為事前調査書**又は**環境創出行為事前協議書**の**提出が必要**です。

- 上記のうち、該当しない項目がある
- 環境創出行為の区域面積が500㎡以上



提出必要

（残地を含めて500㎡以上となる場合や敷地分割で建築基準法上敷地面積が500㎡未満となる場合であっても提出が必要となります。内容によっては事前相談書の提出も求められますので、ご相談ください。）

※建築確認申請書の副本に裏判しますので、**建築確認申請前**に秦野市開発指導課窓口に出してください。

秦野市まちづくり条例における建築物の最低敷地面積
（市街化区域 100㎡、調整区域 150㎡）に満たない場合

- 位置図、公図の写し、登記事項証明書の写し、
（必要に応じて）敷地求積図を提出

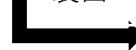


可否の判断

※判断に要する日数の目安は概ね7営業日です。



裏面へ



一戸建住宅等の建築に係る確認チェックシート

[整備事項等について]

確認欄	項目	所管課等
<input type="checkbox"/>	最低敷地面積（100㎡）以上の敷地面積か	開発指導課
<input type="checkbox"/>	前面道路について、建築基準法に基づく道路種別は確認したか	建築指導課
<input type="checkbox"/>	前面道路について、建築基準法に基づく道路後退は不要か	道路整備課
<input type="checkbox"/>	前面道路について、市道改良計画に基づく道路後退は不要か	道路整備課
<input type="checkbox"/>	汚水・雨水の処理について、分流式となっているか	下水道施設課
<input type="checkbox"/>	雨水の処理について、浸透施設を設置可能な区域か	下水道施設課
<input type="checkbox"/>	開発済み地において、開発行為により整備された排水施設（浸透施設等）に適正に接続されているか	下水道施設課
<input type="checkbox"/>	駐車場スペースは1台（幅2.5m奥行き5.0m）以上確保されているか	地域安全課
<input type="checkbox"/>	軟弱地盤地域に該当していないか	生活環境課
<input type="checkbox"/>	温泉準保護地域に該当していないか	環境共生課
<input type="checkbox"/>		

[関係他法令について]

確認欄	項目	所管課等
<input type="checkbox"/>	都市計画法に係る手続きは不要か	開発指導課
<input type="checkbox"/>	区域内に都市計画施設が含まれていないか	まちづくり計画課
<input type="checkbox"/>	複数の用途地域が区域に跨っていないか	まちづくり計画課
<input type="checkbox"/>	地区計画、建築協定・規約の区域に含まれていないか	建築指導課
<input type="checkbox"/>	景観まちづくり条例及び景観法に係る手続きは不要な規模か	開発指導課
<input type="checkbox"/>	住居表示区域に該当していないか	戸籍住民課
<input type="checkbox"/>	河川法及び県砂防指定地に含まれていないか	平塚土木事務所
<input type="checkbox"/>	都市再生特別措置法に係る届出は不要か	まちづくり計画課
<input type="checkbox"/>		

秦野市まちづくり条例に関するお問い合わせ

秦野市役所都市部開発指導課 TEL 0463-83-5123

FAX 0463-82-7410